

介護保険料の滞納整理を強化しています

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度です。介護保険に必要な財源は国県町が半分を負担し、残りの半分は介護保険加入者が保険料として負担していただくことになります。

介護保険料を滞納していると期間に応じて次のような措置がとられます。

① 1年以上滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付が支払われる形となります。

② 1年6カ月以上滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

③ 2年以上滞納した場合

滞納した期間に応じて、介護認定を受けた後に利用者負担が3割（はじめから3割の方は4割）に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

また、督促状や催告書の送付後も納付がない場合は、期限内納付者との公平性を保つために、財産調査を行い差押等の滞納処分を行います。

なお、新型コロナウイルスの影響で収入が減少して介護保険料を納付することが難しい場合は、保険料の減免などを受けられる場合もありますので、ご相談ください。

■問い合わせ 介護保険課 介護保険班 ☎ 73-5503
税務課 徴収対策班 ☎ 74-1031



「星に願いを」キャンペーン

☎ 0820 (72) 2134

周防大島町は星空や流れ星の鑑賞に適した環境であり、星空観賞をナイトタイムコンテンツとして観光ルートに加え周防大島の新たな魅力として発信できればと考えています。

これら星空スポットのPRと合わせて、サタデーラや片添ヶ浜オートキャンプなど宿泊型コンテンツに続けとばかりに、星空という観光資源を活用した瀬戸内のハワイで「星に願いを」キャンペーンを始めました。

キャンペーンの内容は「周防大島に泊まって流れ星に祈ると願いが叶う」というストーリーで、周防大島にご宿泊いただいた方の中から、毎年1名の方の願い事を叶えるお手伝いをするという企画です。

この「星に願いを」キャンペーンは、周防大島町・山口フィナンシャルグループ・周防大島観光協会の3団体に有識者を加え、今年の4月に発足した周防大島アクティビティ協議会による最初の事業となります。

この協議会は、瀬戸内海に浮かぶ島しょという地理的環境でありながら、アウトドアやアクティビティの具体的なコンテンツが乏しい周防大島において、恵まれた環境を活かした周防大島ならではのアクティビティサービスを企画・運営することで、宿泊滞在型の観光スキームを確立して地域の活性化と宿泊人口15万人を目指して発足されました。

★ 1名様限定！
あなたの願いを叶えます！

応募期間 2020年8月8日(土)～2021年1月17日(日)
結果発表 2021年2月1日(日)

対象 周防大島にご宿泊のお客様

応募方法 ①周防大島にご宿泊し、応募用紙をもらいましょう！
②応募用紙に、氏名・年齢・職業・性別・住所・電話番号と、好きな願い(なるべく具体的な)を記入します。
③お泊りの宿泊施設に応募紙を提出すれば応募完了！

WEB 詳しくは右記QRコードよりWEBサイトをご参照ください！

写真：周防大島「星のビーチ」

コロナ禍による大変な時代ですが、観光を通じて少しでも明るい話題をつくれるよう尽力してまいります。